

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	身体障害者手帳の交付に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、身体障害者手帳の交付に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行うことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の内容	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)に基づき、身体障害者手帳の交付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①法第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②法第16条第1項又は第2項の身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下「令」という。)第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④令第9条第2項又は第4項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は届出に対する応答に関する事務 ⑤令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	身体障害者手帳交付システム
②システムの機能	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付・台帳管理等の業務を行うシステム。 ・身体障害者手帳の発行及び通知書の発行。 ・身体障害者手帳交付台帳の管理。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバー)

システム2～5

システム2

①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	(1) 団体内統合宛名番号付番機能 業務システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、個人番号と紐付けて管理する。 (2) 宛名情報等管理機能 基本5情報(氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所)、個人番号、宛名番号等を一元的に保存・管理する。 (3) 中間サーバー連携機能 中間サーバーに対し、情報照会・提供用データの中継し、符号取得要求や紐付け処理を実施する。 (4) 既存システム連携・共通変換機能 手帳交付システム等とのデータ連携、及びデータ形式・文字コード等の相互変換を行う。 (5) 職員認証・権限管理機能 システム利用者の認証、操作権限に応じたアクセス制御、及び詳細な操作ログの記録・管理を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (身体障害者手帳交付システム、中間サーバー)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び提供された情報の受領を行う。 (3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと手帳交付システム、団体内統合宛名システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得等のデータ連携を行う。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を自動生成し、一定期間管理する。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として保持・管理する。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得等のデータ連携を行う。 (8) セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化・復号、電文への電子署名付与・検証、及びこれらに伴う鍵管理を行う。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と、付与された権限に基づく各種機能及び特定個人情報へのアクセス制御を行う。 (10) システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、及び保管期限切れ情報の自動削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （身体障害者手帳交付システム）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項別表 20の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第11条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、 80の項、81の項、91の項、92の項、141の項、144の項、155の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

身体障害者手帳交付情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	身体障害者手帳に係る申請者	
	その必要性	身体障害者福祉法施行令第9条に基づく手帳交付台帳の整備並びに手帳の発行及び管理事務を適正に執行するため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・5情報及び連絡先:身体障害者手帳に関する事務を行うために保有。 ・障害者福祉関係情報:身体障害者手帳に関する事務を行うために保有。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	徳島県保健福祉部 ・障がい福祉課 ・障がい者相談支援センター ・東部福祉事務所 ・南部福祉事務所 ・西部福祉事務所	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (統合宛名システム) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村窓口を経由して県に進達) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (地方公共団体情報システム機構(J-LIS))
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		身体障害者手帳交付台帳の管理、障害認定のため。
④使用の主体	使用部署	徳島県保健福祉部 ・障がい福祉課 ・障がい者相談支援センター ・東部福祉事務所 ・南部福祉事務所 ・西部福祉事務所
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		身体障害者手帳交付台帳の管理、障害認定。
情報の突合		申請者・届出者の確認等を行うため、団体内統合宛名システムを介して住基情報との突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	＜選択肢＞	
	(1) 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1	身体障害者手帳交付システム保守業務
-------	-------------------

①委託内容	システム保守
-------	--------

②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	-----------	---

③委託先名	テック情報株式会社
-------	-----------

再委託の有無 ※	再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
----------	--------	--------------------------------

委託	⑤再委託の許諾方法	

⑥再委託事項	
--------	--

委託事項2～5

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (19) 件 ☐ 移転を行っている (6) 件 ☐ 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第16条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 18の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第20条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先3	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって第27条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先5	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先7	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律による地方税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先8	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 49の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先9	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項	
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先10	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 75の項	
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先11～15	
提供先11	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 77の項
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって第79条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

[illegible]

提供先15	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 91の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先18	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	企画総務部税務課、県税局
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「条例」という。）第2条第3項、及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先2～5	
移転先2	未来創生部こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第2条第3項、及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先3	保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第2条第3項、及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 91の項・92の項	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの、及び障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先4	保健福祉部地域共生推進課、福祉事務所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第2条第3項、及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

移転先5	県土整備部住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第2条第3項、及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先6～10		
移転先6	保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第2条第3項、及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 18の項・20の項	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第20条で定めるもの、及び児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜身体障害者手帳交付システム(徳島県)における措置＞ ・システムサーバーは、耐震・耐火構造等を備えた県庁舎内のセキュリティ区域(情報政策課サーバー室)に設置し、ICカードによる入退室管理とアクセス履歴の保存を行っている。 ・システムへのアクセスは、生体認証及び固有のID・パスワードによる認証を行い、担当業務に応じた最小限の権限設定を実施している。 ・紙媒体(申請書・診断書等)は、執務室内の施錠可能な鍵付きキャビネットに厳重に保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーはISMAP登録済みの高度なセキュリティを有するデータセンターに設置され、本人確認及び生体認証等による厳重な入退室管理が行われている。 ・特定個人情報は暗号化されたデータベース内に保存され、バックアップデータも同様の環境下で適切に保持されている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■台帳関連

○個人基本

1.登録年月日、2.手帳番号、3.他県手帳番号、4.他県フラグ、5.福祉事務所、6.氏名変更年月日、7.カナ氏名、8.漢字氏名、9.生年月日、10.性別、11.本籍地、12.住所変更年月日、13.住所コード、14.郵便番号、15.都道府県、16.市区郡町村、17.大字通称、18.字丁目、19.番地方書、20.電話番号、21.保護者_カナ氏名、22.保護者_漢字氏名、23.保護者_生年月日、24.保護者_続柄、25.再交付年月日、26.連番_事務所、27.連番_個人履歴、28.連番_総合等級、29.連番_異動事由、30.連番_個別障害_交付、31.手帳番号_表示、32.住所強制修正フラグ

○個人基本履歴

1.連番、2.マスタ修正有無、3.登録年月日、4.手帳番号、5.他県手帳番号、6.他県フラグ、7.福祉事務所、8.氏名変更年月日、9.カナ氏名、10.漢字氏名、11.生年月日、12.性別、13.本籍地、14.住所変更年月日、15.住所コード、16.郵便番号、17.都道府県、18.市区郡町村、19.大字通称、20.字丁目、21.番地方書、22.電話番号、23.保護者_カナ氏名、24.保護者_漢字氏名、25.保護者_生年月日、26.保護者_続柄、27.再交付年月日、28.事務所連番

○個人備考

1.手帳番号、2.備考

○個人拡張

1.手帳番号、2.登録年月日、3.交付連携状態区分、4.交付確定区分、5.交付確定更新ユーザ、6.交付確定更新日時

○個人拡張履歴

1.手帳番号、2.連番、3.登録年月日、4.交付連携状態区分、5.交付確定区分、6.交付確定更新ユーザ、7.交付確定更新日時

○異動事由

1.手帳番号、2.連番、3.マスタ修正有無、4.異動年月日1、5.事務年月日1、6.異動年月日2、7.事務年月日2、8.異動年月日3、9.事務年月日3、10.異動年月日4、11.事務年月日4、12.異動年月日5、13.事務年月日5、14.異動年月日6、15.事務年月日6、16.転出先福祉、17.事務所連番

○個別障害_交付

1.手帳番号、2.連番、3.マスタ修正有無、4.削除年月日、5.交付年月日、6.事務所連番

○個別障害_詳細

1.手帳番号、2.交付連番、3.連番、4.マスタ修正有無、5.削除年月日、6.原傷病名1、7.原傷病名2、8.左右、9.個別障害、10.度合右、11.度合左、12.個別再認定年月、13.個別再認定要否、14.個別再認定理由

○総合等級

1.手帳番号、2.連番、3.マスタ修正有無、4.削除年月日、5.総合交付年月日、6.総合種別、7.総合等級、8.総合交付理由コード、9.事務所連番

■情報連携関連

○個人番号

1.宛名区分、2.業務宛名番号、3.個人番号、4.統合宛名番号、5.宛名連携状態区分、6.合致フラグ、7.合致更新ユーザ、8.合致更新日時、9.備考

○情報連携管理

1.連携管理番号、2.最新フラグ、3.処理日、4.処理回数、5.連携区分、6.送受信区分、7.最終処理連番、8.連携処理結果区分、9.連携処理結果メッセージ、10.処理開始日時、11.処理終了日時、12.備考、13.作成ユーザ、14.作成日時、15.更新ユーザ、16.更新日時、17.更新回数、18.削除フラグ

○宛名連携履歴

1.連携管理番号、2.処理連番、3.処理日、4.処理回数、5.連携インターフェースコード_要求、6.連携インターフェースコード_応答、7.業務システムコード、8.処理連番_表示、9.タイムスタンプ、10.処理連携管理番号、11.送受信状態区分、12.連携処理結果メッセージ、13.処理区分、14.統合宛名処理状況、15.要求内容、16.応答内容、17.業務内宛名番号、18.個人番号、19.統合宛名番号、20.生年月日、21.性別、22.かな氏名、23.漢字氏名、24.住所コード、25.住所、26.備考、27.作成ユーザ、28.作成日時、29.更新ユーザ、30.更新日時、31.更新回数、32.削除フラグ

○副本連携履歴

1.連携管理番号、2.処理連番、3.処理日、4.処理回数、5.連携インターフェースコード_要求、6.連携インターフェースコード_応答、7.特定個人情報コードの管理番号、8.業務システムコード、9.処理連番_表示、10.タイムスタンプ、11.処理連携管理番号、12.送受信状態区分、13.連携処理結果メッセージ、14.登録削除区分、15.処理結果区分、16.処理結果詳細コード、17.処理結果メッセージ、18.要求内容、19.応答内容、20.業務内宛名番号、21.統合宛名番号、22.宛名連携状態区分、23.交付連携状態区分、24.備考、25.作成ユーザ、26.作成日時、27.更新ユーザ、28.更新日時、29.更新回数、30.削除フラグ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	身体障害者手帳に関する事務における申請・届出は、対象者本人又は本人の代理人が記載して提出するものであり、必要最小限の情報の記載となっているため、目的外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	身体障害者手帳交付システムには、身体障害者手帳に関する事務に関係のない情報は保有しない。統合宛名システム、中間サーバーと接続するが、身体障害者手帳に関する事務は他システムへの情報照会を行わないため、事務に必要な情報との紐付けが行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員を特定し、パソコン起動には生体認証を要することに加え、システム起動にはユーザーIDとパスワードによるアクセス管理を実施し、不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	端末からの離席時には画面ロックを実施し、第三者による不正操作を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	委託契約書本文並びに個人情報取扱特記事項等において、次のとおり特定個人情報等の適正な取扱い及び安全管理措置に関する規定を定めている。 ・番号法、関連法令及びガイドライン等の遵守 ・責任体制の構築並びに取り扱わせる従事者の特定及び県への報告 ・従事者に対する秘密保持義務の課与及び周知・教育の実施 ・目的外利用及び第三者提供の禁止 ・複写、複製の禁止及び作業場所外への持ち出しの禁止 ・無断再委託の禁止 ・漏えい等事故発生時における県への即時報告 ・委託終了時における特定個人情報の返還又は復元不可能な方法による消去 ・県による受託者への立入調査及び監査の実施 ・契約違反時における契約解除及び損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び徳島県個人番号利用条例等に規定された適法な事由に基づく場合に限り、提供・移転を行う。 ・外部機関への特定個人情報の提供は、情報提供ネットワークシステムにより行う。 ・県の同一機関への特定個人情報の移転は、条例等で定められた事由に基づき、セキュアな庁内ネットワーク等を通じて行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手)	[☐] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・不正な提供が行われるリスク 権限のない職員又は第三者が、業務目的外で統合宛名システムや中間サーバーへ不正にアクセスし、特定個人情報等を不正に取得・提供するリスク。 各業務システムから中間サーバー等を経由して情報提供ネットワークシステムと通信する過程において、通信経路上の特定個人情報が盗聴・改ざんされるリスク。 ・リスクに対する措置の内容 【ネットワークの分離】 統合宛名システム及び中間サーバーは、インターネット等の外部ネットワークから論理的・物理的に分離された、庁内の閉域網内で運用しており、外部からの不正アクセスを遮断している。 【アクセス制御と生体認証を用いた多要素認証】 中間サーバー等へアクセスできる職員を、職務上真に必要とする者に限定している。また、アクセスにあたっては、ID・パスワードに加え、生体認証等を組み合わせた厳格な多要素認証を実施し、なりすましを防止するとともに、権限のない者のアクセスをシステムの的に制限している。 【ログの取得と監視】 統合宛名システム及び中間サーバーにおける利用者の操作履歴(アクセスログ)をシステムで自動的に記録・保存している。		
リスクへの対策は十分か	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・その他のリスク 統合宛名システムや中間サーバー等のOSやミドルウェア等の脆弱性を突かれ、不正アクセス等により特定個人情報が漏えい・毀損するリスク。 ・措置の内容 統合宛名システムや中間サーバー等の機器について、OSやミドルウェア等のセキュリティパッチを適宜適用し、脆弱性対策を講じている。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[☐ 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[☐ 発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	住民基本台帳ネットワークに関する事務において、「住民基本台帳ネットワークシステム」の機器更新に伴い、リース事業者へ返却した古い機器の一部について、データ未消去のまま廃棄した可能性が高いことが判明したもの。		
再発防止策の内容	機密データを取り扱った機器を外部へ搬出する際には、「県庁内において、県職員立合のもと、専用ソフトによるデータ消去や物理破壊を行うこと」を契約書に明記するとともに、併せて、職員が現場でその作業を確実に確認するための「チェックリスト」を策定する。		

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【その他のリスクの想定】 ①一時データの滞留リスク 情報連携等に伴い、中間サーバーや統合宛名システムで一時的に生成されたデータ(特定個人情報)が、処理完了後もシステム内に不必要に残存し、漏えいの要因となるリスク。 ②バックアップからの漏えいリスク 稼働中のシステムからは適切に消去された場合であっても、システム障害に備えて取得しているバックアップデータが第三者に窃取され、特定個人情報が漏えいするリスク。 【リスクに対する措置】 ①システムによる自動消去・アクセス制御 中間サーバー等において、情報提供ネットワークシステムとの連携のために一時的に保持する特定個人情報は、連携処理の完了後(又は定められた一時保持期間の経過後)に、システムプログラムにより自動的かつ速やかに消去・破棄する仕様としており、人為的ミスによる消去漏れをシステムの的に防止している。 ②バックアップデータの厳重管理及びシステムの冗長化 システム障害等に備えて取得するバックアップデータについては、対象データに暗号化措置を講じた上で、施錠管理及び入退室管理が徹底された堅牢なデータセンター内で厳重に保管している。 また、生体認証管理サーバーについては、本庁とデータセンターの複数拠点で冗長化構成をとることでデータ消失のリスクを物理的・システムの的に軽減している。	

8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 選択肢 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な方法	<徳島県における措置> ・特定個人情報等を取り扱わせる前に、研修等により取扱基準や実施手順の内容を熟知させている。 ・特定個人情報に関する研修、情報セキュリティに関する研修を全員に受講させ、未受講者には研修資料を通読させるなどフォローアップを行っている。 ・法令等の規定に違反した職員、当該職員の違反行為を隠ぺい又は黙認した職員及び当該職員を指導監督する地位にある職員について、懲戒処分の対象とするとともに、違反行為の悪質性に応じて刑事告発の対象とするなど厳正に対応する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策		
<事務運営に関する責任者の関与の仕組み> 「徳島県障がい者(児)福祉事務における特定個人情報等の適正な取扱いに関する実施手順」に則り、特定個人情報管理者に障がい福祉課長、障がい者相談支援センター所長、各福祉事務所長として定め、各庁舎において特定個人情報ははじめとする個人情報保護や情報セキュリティ等に係るリスク管理を行う。 <安全確保上の問題への対応> 特定個人情報等の取扱いについて番号利用法違反の事案又は番号利用法違反のおそれがある事案が発覚した場合は、次のとおり対応する。 ① 暫定対応 ・流出した情報の回収など被害拡散の防止 ・システム利用制限 ・システムを使用しない業務フローへの切り替え ② 事実関係の調査及び原因の究明 ・特定個人情報管理者は、事務取扱担当者から事情を聴取し、原因の究明を行う。 ・システム障害の場合には、システム保守委託業者に連絡をとり、障害の原因を調査し、復旧作業を行う。 ・復旧後、あらかじめ定めた手順に従いシステムを切り戻す。 ③ 漏えい等があった特定個人情報等の本人への連絡等 ・本人への連絡、又はホームページ等で本人が知り得る状況に置く。 ・苦情等対応窓口を明示し、職員を定めて苦情等に対応する。 ④ 事実関係及び再発防止策等の公表 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島県生活環境部県民ふれあい課 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024
②請求方法	来庁、郵送のいずれかの方法による請求 県ホームページに様式・請求方法等を掲載
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島県保健福祉部障がい福祉課企画担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2248
②対応方法	・問合せの内容及び対応について記録する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当及び情報政策課企画担当に報告し、実施機関において必要な対応を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	「オープンとくしま・パブリックコメント制度に関する要綱」に基づき実施
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	徳島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問による。
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]